第三十条の四	法第百四十四条の三第六項若しくは第百六十五条第六項又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十五条の二第二項若しくは	法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百四十三条の三第六項若しくは第五十四条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第六項又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第百十五条の二第二項、平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
		法第百六十五条第五項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第五項
	第三十二条の三第一項第二号	第五十九条	第五十九条又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項若しくは第五十七条第一項
	第三十二条の十第二項第二号	翌年	翌年（再計算の基準となる日の属する月が十月以降の場合は翌々年）
第三十二条の十五第一項	認可（確定給付企業年金法第百九条第一項の規定に基づき同法第二条第四項に規定する企業年金が基金となることについての認可を含む。第三項において同じ。）		
第三十五条	法第百五十九条第二項第一号に規定する拠出金	年金給付等積立金の額	年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下同じ。）
			平成二十五年改正法附則第四十条第一号に規定する拠出金等
第四十一条の六	構成割合を確認		
			認可
			額及び構成割合を厚生労働大臣に報告
第六十五条第一項及び附則第七項	法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額		
			平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

2　存続厚生年金基金については、第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則（以下「改正前確定給付企業年金法施行規則」という。）第一条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第五条（第三号に係る部分に限る。）、第七条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第八条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第十二条（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二、第四十九条第三号、第五十条第四号及び第五号、第八十七条の二第二項、第九十条第二項、第九十四条第七項、第百十六条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第百二十三条、第百二十五条の二、第百二十六条、第百二十七条第二項、第百二十八条から第百三十六条まで、第百四十一条、第百四十二条並びに附則第五条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十六条第六号	厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額
	厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額
第百二十三条第五項、第百二十五条の二第二項第四号、第百二十六条第二項、第百二十八条第二号及び第百三十条第一項	厚生年金基金
第百三十一条第一項第二号及び第二項第二号	厚生年金基金

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八条に規定する責任準備金相当額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
	平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金

3　存続厚生年金基金については、第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第三条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第六条第一項（第二号及び第三号イに係る部分に限る。）、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十条第一項（第二号及び第三号イに係る部分に限る。）、第十一条第一項、第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条、第三十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第四十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第六十二条第四項並びに第七十条第二項（第二号ハ(1)に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（物納に関する準用規定）

第十八条　前条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第百三十一条から第百三十四条までの規定は、平成二十五年改正法附則第九条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を適用する場合について準用する。